

歯科治療費用補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	この特約を付帯した普通約款（*1）に基づく保険契約の保険期間の終了日（*2）と時間的な隔たりがなく保険期間が開始する保険契約をいいます。
歯科医師	被保険者が歯科医師である場合は、被保険者以外の歯科医師をいいます。
歯科治療	歯科医師が行う歯科疾病に対する治療のうち、予防治療および矯正治療（*3）を除いた治療をいいます。
支払責任額	他の保険契約等（*4）がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
初年度契約	継続契約以外の保険契約をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
待機期間	保険証券記載の待機期間をいいます。
保険事故	歯科疾病の発病をいいます。
保険年度	① 保険期間1年未満の端日数がない場合 初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。 ② 保険期間に1年未満の端日数がある場合 初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

（*1）海外旅行保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

（*2）その保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。

（*3）歯並び、歯のすき間もしくはかみ合わせ等の矯正、または歯の漂白などの美容目的の治療をいい、顎関節症の治療を含みます。

（*4）第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

（1）当社は、被保険者が責任期間中に発病した歯科疾病を直接の原因として歯科医師による歯科治療を開始した場合には、歯科治療費用を、この特約および普通約款の規定に従い、歯科治療費用保険金として被保険者に支払います。

（2）（1）の歯科疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、歯科治療を開始した時期等は、歯科医師の診断によります。

第3条 (待機期間)

（1）第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約を付帯した保険契約が初年度契約である場合において、歯科疾病を発病した時が保険期間の初日からその日を含めて待機期間を経過する日までの間であるときは、当社は、歯科治療費用保険金を支払いません。

（2）第2条の規定にかかわらず、この特約を付帯した保険契約が継続契約である場合において、歯科疾病を発病した時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の初日からその日を含めて待機期間を経過する日までの間であるときは、当社は、歯科治療費用保険金を支払いません。

第4条 (歯科治療費用の範囲)

（1）第2条（保険金を支払う場合）（1）の歯科治療費用とは、被保険者が歯科治療のために負担した下表に掲げる金額をいいます。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額とします。また、歯科医師の歯科治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りです。

①	歯科医師の診察費、処置費および手術費
②	歯科医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
③	X線検査費、諸検査費および手術室費
④	この保険契約の保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用

（2）（1）の規定にかかわらず、当社は、下表に掲げる歯科治療に要した費用に対しては、歯科治療費用保険金を支払いません。

①	歯科治療を伴わない検査
②	その他当社が歯科治療費用保険金の支払対象とはならないと指定した保険証券記載の歯科治療

第5条 (保険金を支払わない場合)

当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた歯科疾病に対しては、歯科治療費用保険金を支払いません。

①	保険契約者（*1）または被保険者の故意または重大な過失
②	歯科治療費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
③	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④	被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用。ただし、歯科治療を目的として歯科医師が用いた場合は、歯科治療費用保険金を支払います。
⑤	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
⑥	核燃料物質（*2）もしくは核燃料物質（*2）によって汚染された物（*3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑦	⑤もしくは⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑧	⑥以外の放射線照射または放射能汚染

（*1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（*2）使用済燃料を含みます。

（*3）原子核分裂生成物を含みます。

第6条 (保険金の支払)

（1）当社が支払うべき歯科治療費用保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、歯科治療費用保険金額（*1）をもって、保険期間中の支払の限度とします。

第4条（歯科治療費用の範囲）（1）の 歯科治療費用の額	×	保険証券記載の縮小 割合	=	歯科治療費用保険 金の額
--------------------------------	---	-----------------	---	-----------------

（2）（1）ただし書の規定にかかわらず、保険期間が1年を超える保険契約の場合には、保険年度を通じて歯科治療費用保険金額（*1）をもって限度とします。

（3）他の保険契約等（*2）がある場合において、支払責任額の合計額が、第4条（歯科治療費用の範囲）（1）の費用の額を超えるときは、当社は、下表に掲げる額を歯科治療費用保険金として支払います。

①	他の保険契約等（＊２）から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
②	他の保険契約等（＊２）から保険金または共済金が支払われた場合	第４条（１）の費用の額から、他の保険契約等（＊２）から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（＊１）保険証券記載の歯科治療費用保険金額をいいます。

（＊２）第４条（１）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

第7条 （被保険者による特約の解除請求）

（１）被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約（＊１）を解除することを求めることができます。

（２）保険契約者は、被保険者から（１）に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この特約（＊１）を解除しなければなりません。

（＊１）その被保険者に係る部分に限ります。

第8条 （保険料の返還—解除の場合）

第7条（被保険者による特約の解除請求）（２）の規定により、保険契約者がこの特約（＊１）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

（＊１）その被保険者に係る部分に限ります。

第9条 （事故の通知）

（１）被保険者が歯科疾病を発病した場合は、保険契約者、被保険者または歯科治療費用保険金を受け取るべき者は、発病した日からその日を含めて30日以内に発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

（２）（１）の場合において、保険契約者、被保険者または歯科治療費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等（＊１）の有無および内容（＊２）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

（３）保険契約者、被保険者または歯科治療費用保険金を受け取るべき者は、（１）および（２）のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

（４）保険契約者、被保険者または歯科治療費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（１）、（２）もしくは（３）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて歯科治療費用保険金を支払います。

（＊１）第４条（歯科治療費用の範囲）（１）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

（＊２）既に他の保険契約等（＊１）から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第10条 （保険金の請求）

（１）歯科治療費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が歯科医師の歯科治療を要しなくなった時または歯科医師の歯科治療を開始した日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行行使することができるものとします。

（２）歯科治療費用保険金を受け取るべき者が歯科治療費用保険金の支

払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および下表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

①	責任期間中に発病し、かつ、保険期間の初日からその日を含めて待機期間を経過した日の翌日の午前0時より後に歯科医師の歯科治療を開始したことおよび歯科疾病の程度を証明する歯科医師の診断書
②	第４条（歯科治療費用の範囲）（１）の費用の支払を証明する領収書
③	被保険者の印鑑証明書
④	歯科治療費用保険金の請求を第三者に委任する場合には、歯科治療費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
⑤	当会社が被保険者の症状または治療内容等について歯科医師に照会し説明を求めることについての同意書
⑥	その他当会社が普通約款第20条（保険金の支払時期）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

第11条 （代位）

（１）第４条（歯科治療費用の範囲）（１）の費用について、被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権（＊１）を取得した場合において、当会社がその費用に対して歯科治療費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が被保険者またはその法定相続人が負担した第４条（１）の費用の全額を歯科治療費用保険金として支払った場合	被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、歯科治療費用保険金が支払われていない被保険者または被保険者の法定相続人が負担した第４条（１）の費用の額を差し引いた額

（２）（１）の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者、被保険者および歯科治療費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

（＊１）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第12条 （普通約款等の読み替え）

（１）この特約においては、普通約款第5条（保険責任の始期および終期）（５）の表の②の規定中「旅行行程開始前または旅行行程終了後に生じた保険事故」とあるのは「責任期間開始前または責任期間終了後に生じた保険事故」と読み替えて適用します。

（２）この特約が付帯された保険契約に家族旅行特約が付帯された場合には、この特約の被保険者は家族旅行特約第1条（被保険者の範囲）に規定する被保険者とし、この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第13条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。